

(仮訳)

## 福島県提案プロジェクトに関する福島県と国際原子力機関との間の実施取決めの第1回修正

この福島県提案プロジェクトに関する実施取決めの第1回修正は、福島県（住所：日本国、郵便番号960-8670、福島県福島市杉妻町2-16）および国際原子力機関（住所：オーストリア国、郵便番号1400、ウィーン市ウィーン国際センター私書箱100。IAEA憲章によって設立された政府間機関）（以下「IAEA」という）との間でなされるものである。以下、福島県およびIAEAを合わせて「両当事者」という。

福島県提案プロジェクトに関する実施取決めには、2013年3月25日にIAEAが、2013年4月10日に福島県が、それぞれ署名した（以下これを「実施取決め」という）。

両当事者は実施取決めを修正することを望んでいる。その修正とは、実施取決めのパラグラフ2（「協力の範囲」）に2つのプロジェクトを追加するというものである。

したがって両当事者は、ここに以下のとおり合意する。

1. 実施取決めパラグラフ2（「協力の範囲」）を、実施が見込まれる以下のプロジェクト及び活動を含むものへと修正する。
  4. GPS歩行サーベイによる環境マッピング技術の開発
  5. 一般廃棄物焼却施設における放射性物質を含む廃棄物の適正処理推進検討事業
2. 実施取決めのうち、この第1回修正の第1条に示されるものを除くその他すべての規定は、引き続き有効に存続するものとする。
3. この第1回修正は両当事者による、または両当事者を代理する者による最後の署名の日に効力を発生し、実施取決めの期間中有効に存続するものとする。